

「横浜市契約規則」の一部改正について

1 改正概要

少額随意契約の基準額を定める地方自治法施行令（以下「自治令」といいます。）第167条の2第1項第1号の改正（令和7年4月1日施行）に伴い、横浜市契約規則を改正します。

- (1) 自治令改正に合わせ、本市における随意契約を可能とする金額を見直します（第27条の2）。
- (2) (1)の改正に伴い、契約書作成省略を可能とする金額を見直します（第34条第3項第1号）。

2 改正予定規則

横浜市契約規則

3 改正趣旨

自治令第167条の2第1項第1号別表第5にて、契約の種類に応じた少額随意契約の基準額が定められていますが、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、その基準額が引き上げられました（令和7年4月1日施行）。自治令同号では、別表第5に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないときは随意契約可能とされています。これを受け、本市における「普通地方公共団体の規則」にあたる、横浜市契約規則を改正します。

【参考1】自治令（抜粋）

第167条の2

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

【参考2】少額随意契約の基準額の見直し（総務省通知より抜粋）

契約の種類	地方公共団体（指定都市）	
	現行	改正
一 工事又は製造の請負	250万円	400万円
二 財産の買入れ	160万円	300万円
三 物件の借入れ	80万円	150万円
四 財産の売払い	50万円	100万円
五 物件の貸付け	30万円	50万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円	200万円